

〔論 説〕

フランス民事責任法改正論議下における 人身損害賠償法の独自性について

住 田 守 道

〔まえがき〕

フランス・リヨン第3大学法学部のOlivier Gout（オリヴィエ・ゲー）教授は、去る2019年5月に関西大学に招聘され、二度目の来日を果たされた¹⁾。その際、同大学で開催された2つの講演のテーマを、共通して人身損害賠償法とされた（1つは学部生向けにフランス人身損害賠償法の概要紹介を、もう1つは研究者及び希望する一般市民向けに、人身損害賠償の独自性・自律性の検討を、素材としてお選びになった）。筆者は、この講演の準備段階より関わっていたことから、本稿では、講演テーマを取り巻くフランスの学問状況の紹介を兼ねて、人身損害賠償法の独自性を扱う学説を分析することにした。この講演及びフランス人身損害賠償法をより良く理解するための一助となれば幸いである。なお、講演の1つは、本誌同号に掲載されることになっており、もう1つは、別の形で公表が予定されている²⁾。

第1 はじめに

人身損害賠償法は、経済社会の変動や科学技術の発達の過程でそれぞれの国が経験した種々の悲劇を通じて、裁判実務上や立法上の対応、またそれに関する学説による考察が蓄積されるに連れて、専門性を帯びてくる。算定技術の洗練化、評価視点の深まり（及び算定論の発展）、裁判所内の専門部の設置などの現象を目の当たりにするとき、そのような領域を独立の存在として捉えることは意外な発想ではないだろう³⁾。そこに、他の法益よりも保護すべき度合いが高いという意味で、生命・身体の保護の優位性が加わると、このような考えはますます助長されるであろう。

それでは、この専門的独自性の現われは、この法領域を、種々の類型の中の1カテゴリーとしての位置付けを越えて、真の意味での自律的な法領域の形成と評し得るものであろうか。そして、現象の把握という観点からの理解を超えて、この領域の自律性を論じることの意義はどこにある

1) 1度目の来日の際に行われた講演の一部については、同（野澤正充・訳）「フランスにおける民事責任法改正草案（2017年3月13日の改正草案）」立教法学96号1-12頁（2017）参照。

2) 科研費・基盤研究A「現代独仏民事責任法の融合研究——日本の法の再定位を目指して」（代表：中原太郎氏）の成果書籍（同編『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務、近刊））に収録される予定である。

3) 近時わが国でも、このタイトルを冠した専門書（初の体系書とされている）が公刊されたところである。伊藤文夫編『人身損害賠償法の理論と実際——法体系と補償・保険の実務——』（2018、保険毎日新聞社）。

だろうか。本稿の目的は、フランス人身損害賠償法の現況をよりよく理解するために、この点に関していくつかの学説の紹介・検討を加えて、そこからこの問いに対する答えの手がかりを探ることにある。

第2 人身損害賠償法領域の展開

(1) わが国の民法制定過程にも多大な影響を及ぼした1804年誕生のフランス民法典中の不法行為準則(旧1382条以下)では、フォートにより惹起されたのなら、損害の種類は特に問われることなくどの被害類型であれ賠償について同等に扱われることになっていた⁴⁾。実際に、不法行為による人身損害賠償に特有の規定は民法典に含まれていない⁵⁾。この当時のフランス社会は農耕社会であり⁶⁾、産業革命の洗礼を受ける以前の「複雑な機械を原因とする社会危険」の存しない「平穏な」社会であった⁷⁾。つまり、事故発生率が低く、医療技術が未発達な社会であり、事故は運命の仕業とされて紛争とならず、人身損害に関心はあまり払われていなかった⁸⁾。従って、その起草過程には、確かに人身損害を念頭に置いていたと考えられる記述を確認できる⁹⁾とはいえ、統一的な規定の下では特別視されることはなかったのである。

4) St. PORCHY-SIMON, Brève histoire du droit de la réparation du dommage corporel, Gaz.Pal., 8-9 avr.2011, p.9-10.

5) St. PORCHY-SIMON, Les règles particulières à la réparation des préjudices résultant d'un dommage corporel, JCP.2016, supplément n° 30-35, p.54.

6) わが国でもしばしば言及されている。例えば、野田良之「総論」(江川英文編『フランス民法の150年(上)』(1957、有斐閣)所収)124-125頁、水林彪「西欧近現代法史論の再構成」法の科学26号86頁(1997)、植林弘『慰藉料算定論』78頁(1962、有斐閣)。故に、フランス民法典は農民=土地所有者のための法典とされる(B.グレットウイゼン(井上堯裕訳)『フランス革命の哲学』(1977、法政大学出版社)194頁以下)。フランソワ・フェレ/モナ・オズーフ(河野健二、阪上孝、富永茂樹監訳)『フランス革命事典4』325頁(1999、みすず書房)、ジャン・カルボニエ(大久保泰甫訳)「社会学的現象としてみたナポレオン法典」平松義郎博士追悼論文集編集委員会『法と刑罰の歴史的考察』(1987、名古屋大学出版会)所収)457-458頁、ジャン-ルイ・アルペラン(野上博義訳)「ナポレオン法典の独自性」名城法学48巻4号13頁(1999)、星野英一「私法における人間——民法財産法を中心として——」(同『民法論集第6巻』(1986、有斐閣)所収)13-14頁。現に1804年民法典の体系も、第一編「人」を除き、法典全体が所有権に割り当てられている(なお、稲本洋之助『近代相続法の研究』1-7頁(1968、岩波書店)も参照)。「人」さえその例外ではなく、それは所有権の潜在的な主体の資格でしか考えられていないとされる(J.-L. HALPERIN, Histoire du droit privé français depuis 1804, 2001, Quadrige/PUF, n° 10)。

7) 野田良之「自動車事故に関するフランスの民事責任法(1)」法協57巻2号6頁(1939)。

8) v. R. SAVATIER, Le dommage et la personne, D., 1955, chron., p.5; J. le GUEUT, R. NERSON et L. ROCHE, Observations sur l'évaluation du préjudice corporel, D., 1962, chron., p.185; J. AUDIET, Les droits patrimoniaux à caractère personnel, 1979, LGDJ, n° 252, note 3; X. PRADEL, Le préjudice dans le droit civil de la responsabilité, 2004, LGDJ, n° 22.

9) v. A. FENET, Recueil complet des travaux préparatoires du Code Civil, t.13, 1968 [Réimpression de l'édition 1827], Otto Zeller Osnabrück, p.488. 拙稿「人身損害賠償における非財産的損害論(2)」法雑54巻2号618頁注1(2007)参照。

(2) この人身損害事例がクローズアップされるようになるのは、産業革命以後の社会における運送事故や労働災害といった被害¹⁰⁾を通じてであり、民事不法行為に基づく損害賠償制度では救済が不十分な点(例えば、加害者側のフォートの立証困難等)を、特別不法行為に関する判例法や特別立法によってカバーすることで、この領域での法の発展を見た(講演での表現では、救済立法の数の多さでは「世界チャンピオン」である)¹¹⁾。また、学説では第二次世界大戦後¹²⁾には、人身損害の独自性を要件に反映させる主張——正確には人身侵害における損害のみを対象とする主張ではない——が登場する(いわゆる保障理論¹³⁾)。これは、加害行為者の行為の側から、保障されるべき権利を害された被害者側に視点を移して考えるという、これまでの学説の視点の転換を求めたものであった(いわゆる階層論の嚆矢¹⁴⁾)。すなわち、民事責任法の中での人身損害の独

-
- 10) 人身侵害が顕著になるのは、運送事故の場合、資本主義の展開に伴う鉄道会社の発展と事故の多発化を受けた1870年以降である(v. J. GANOT, *La réparation du préjudice moral*, thèse, Paris, 1924, p.80 et s.; M. DUBOIS, *Pretium doloris*, 1935, LGDJ, p.175)。そこでは被害者死亡事例における遺族の慰謝料請求を巡る訴訟が提起された(大澤逸平「民法711条における法益保護の構造(2)」法協128巻2号184頁以下(2011)に詳しい)。しかしこの当時、労働災害以外の事故の発生は稀であり(v. L. CADIEU, *Le préjudice d'agrément*, Thèse Poitiers, 1983, n° 61)、労災では、汽車・汽船、工場の機械といった蒸気機関の爆発に因るものであって、裁判例では、死亡例も負傷例も見られる(新関輝夫『フランス不法行為責任の研究』2頁以下(1990、法律文化社))。労災補償は、立法として1898年4月9日法によって対応されることになる(石崎政一郎「佛国労働災害責任法の改正」比較法雑誌1号223頁以下(1939)、岩村正彦『労災補償と損害賠償』234頁以下(1984、東京大学出版会))。これに対して、20世紀前半、特に1920年代以降(v. J.-G. MOORE, *La réparation du préjudice corporel; son évolution de 1930 à nos jours*, *Gaz.Pal.*, 6-8 oct. 2013, p.5)は、農業機械その他の爆発事故や自動車事故による(新関・前掲『フランス不法行為責任の研究』38頁以下)。破毀院の著名な *Jand'heur* 判決が下されるのは1930年2月13日である。
 - 11) 以下で引用するこの専門領域の書籍に詳しいが、他に、J.-G. MOORE, *op.cit.* (*La réparation du préjudice corporel* …), p.5-7. 邦語文献として、淡路剛久「人身不法行為における過失責任原則の克服——フランス民事責任法からの考察——」(星野英一、森島昭夫編『現代社会と民法学の動向——加藤一郎先生古稀記念・上』(1992、有斐閣)所収)10頁以下、同「不法行為責任の客観化と被害者の権利の拡大——日仏比較法の視点から——」立教法学73号9頁以下(2007)、山田希「フランスにおける不法行為責任の客観化と集団的補償システム(1)」立命館法学379号233-238頁(2018)参照。
 - 12) ある論者は、人身損害の観念の展開は、20世紀後半の特徴的なイデオロギー(次第に強まってきたそれまでの大量殺戮の記憶に対する反動)に導かれたものであるという(J. CARBONNIER, *Droit civil v.2, Les biens, les obligations*, 2004, Quadrige/PUF, n° 1126)。
 - 13) B. STARCK, *Essai d'une théorie générale de la responsabilité civile considérée en sa double fonction de garantie et de peine privée*, 1947, L.Rodstein. 邦語文献として、淡路剛久「不法行為法における権利保障——スタルク教授の保障理論——」(同『不法行為における権利保障と損害の評価』所収(1984、有斐閣)18頁以下[初出:「スタルク教授の『保障理論』」日仏法学10号]、同・前掲「不法行為責任の客観化と被害者の権利の拡大」32頁注37、同「淡路民法学・公害環境法学の40余年 私の研究史断章」北大法学論文59巻4号199-201頁(2008)、石井智弥「スタルクの民事責任論と不法行為責任の根拠」茨城大学人文学部紀要社会科学論集49号1頁以下(2010)。
 - 14) 中原太郎「不法行為責任における利益の階層性——フランス法主義の行方——」日仏法学29号65頁以下(2017)。なお、M. FABRE-MAGNAN, *Droit des obligations, 2-Responsabilité civile et quasi-contrats*, 2007, PUF, p.81は、特に人身侵害が深刻な場合に、判例実務では民事責任の成立要件を緩やかに認めていることを、スタルク理論に着想を得るものだとする。

自的取扱いを強調する意義を示すもの（フォートの立証がなくても保障されるべきもの）であった¹⁵⁾。

(3) これに対して算定論ないし損害論は、同時代にはまだ深まりを見せなかった¹⁶⁾。たしかに人身損害賠償の実務の展開（19世紀末以降の人身事故の増加・悪化による「必然性の圧力」）を受けた著作の影響によって、損害の体系的説明をする際に、財産的侵害／損害・非財産的侵害／損害の区別の他に、人身侵害における損害という第3のカテゴリーを見出すようにはなる¹⁷⁾。しかし、裁判実務では、一部に例外があるとはいえ、包括的評価の裁判慣行があったために算定論の深化は阻まれており、この慣行を否定することになる70年代の立法の登場¹⁸⁾が、転換を迎えるきっかけとなる。

その後の発展を経て至った現在の人身損害の算定の具体例は、講演「人身損害はどのように算定されるのか？」（本誌掲載分）その他¹⁹⁾をご参照頂きたいが、そこで確認し得る大きな特色は、とりわけ人身損害賠償の損害項目の多様さ（我々の視点からは過度に項目数に目を奪われる必要はないが、構想されている損害項目は約30種に及ぶ）と、非財産的損害の把握方法であろう。ここでは、裁判官の法的な評価の前段階としての被害の把握作業が、医学鑑定により行われる（これは厳密な意味での人身の肉体的毀損の機能的評価に限られずに社会的な影響にも及ぶ）という、

15) St. PORCHY-SIMON, op.cit. (Brève histoire …), p.10. この理論の延長に、民事責任法の範疇外ではあるが、人身損害については、社会保障法で概括的に（副案は強制加入の個人保険で）カバーし得るようにするという学説の提案 (v. Ph. le TOURNEAU, Droit de la responsabilité et des contrats, Dalloz, 2018-2019, p.90 et s.) が位置づけられる。これに対する評価は、例えば Y. LAMBERT-FAIVRE et St. PORCHY-SIMON, Le droit du dommage corporel, Systèmes d'indemnisation, 8^e éd., 2016, Dalloz, n^o 26参照 [この提案は、財源の困難から不確実だとする]。

16) 例えば、直接被害者非死亡事例では、長らく損害の区分けは見られず、重大な損害の中にその他の損害も組み込んで賠償されていたと言われている。拙稿「人身損害賠償における非財産的損害論（1）——フランス法を検討対象に——」法雑54巻1号321頁注25（2007）。

17) L.CADIET, op.cit., n^o 301.

18) 拙稿・前掲「人身損害賠償における非財産的損害論（2）」601頁以下。

19) 人身侵害における損害賠償の算定につき、日本国有鉄道『諸外国における交通事故による人身損害の研究』2頁以下 [淡路剛久執筆部分]（1966、日本国有鉄道総裁室法務課）、坂井芳雄「息子の交通事故」（有泉亭監修、坂井芳雄編『現代損害賠償法講座7 損害賠償の範囲と額の算定』（1974、日本評論社）所収）394-395頁、淡路剛久「フランス（慰謝料の比較法的研究）」比較法研究44号5頁以下（1982）、難波讓治「フランス法における近親者損害の賠償」國學院法学40巻4号287頁以下（2003）、拙稿・前掲「人身損害賠償における非財産的損害論（1）～（3）・完」、同「フランス人身損害賠償とDintilhacレポート——非財産的損害の賠償が示唆するもの——」龍大社会科学研究年報40号148頁以下（2010）、同「フランスの薬害等における非財産的損害の賠償 [その1・HIV感染被害]（1）～（3）・完」大阪府大経済研究57巻4号83頁以下、同58巻2・3・4号13頁以下、同59巻1号21頁以下（2012-2013）、同「フランスの薬害等における非財産的損害の賠償 [その2・C型肝炎]（1）～（2）・完」同62巻1・2号1頁以下（2016）、同62巻3・4号11頁以下（2017）、同「減収に現れ難い経済的不利益の算定——後遺障害による職業上の影響の評価——」同63巻1-4号13頁以下（2018）。最近の水準につき、講演でも引用されている B. MORNET, L'indemnisation des préjudice en cas de blessures ou de décès, Septembre 2018参照 (<http://www.ajdommagecorporel.fr/> のサイト内で閲覧可能)。邦語文献としては、澤野和博「慰謝料——生存・生命を考えながら——」（浦川道太郎先生、内田勝一先生、鎌田薫先生古稀記念論文集編集委員会編『早稲田民法学の現在』（2017、成文堂）所収）505頁以下。

算定実践レベルの基層部分²⁰⁾を確認し得る。これを基礎にして、実に多彩な損害がその軽重について把握され、最終的に裁判官による金銭的評価を下されるのを見ることになる。この領域を支配する法の基本原理として、民法解釈より導かれた全部填補の原理による裁判実務の指導と、その遵守を重んじるフランス学説の態度を看取し得る（一部学説の批判が見られるもするが、これを尊重する側の学説の姿勢はかなり強固である²¹⁾）。ちなみに、懲罰的損害賠償とこの原理が馴染まないことは、講演で言及されているところから理解し得る（人身損害賠償と懲罰的損害賠償のアプリオリな関係を否定している²²⁾）。なお、しばしばフランス法の特徴ある議論として参考にされてきた慰謝料＝民事罰論は、間接被害者の慰謝料請求権の根拠に持ち出されることもあるが、少なくとも人身損害賠償の領域を主戦場として賠償高額化を企図して展開されたものでない²³⁾。

第3 人身損害賠償法の自律性の承認に関する諸学説

1、講演「人身損害《法》は存在するか？」

上記の特徴あるフランス法の現状は、人身損害法の独自性、ひいては自律性を喧伝するに値するものであろうか。O. Gout 教授の講演では、個人の身体的完全性の尊重を求める権利という理論的根拠を背景とした法の展開として、現在の民事責任改正法案（2017年3月）を捉えて、これが人身損害法の独自性について主たる寄与があると説かれている（全アクターにとって共通の算定ツールを提供する規定の採用する点に特に着目している）。前提にあるのは、人身損害に関する特別規定群が集められ²⁴⁾、改正法案では一つの項目が設けられることが予定されていることである

-
- 20) 拙稿「交通事故慰謝料（特に後遺障害慰謝料）算定と、非財産的損害の原因の構造について」（池田恒男、高橋眞編『現代市民法学と民法典』（2012、日本評論社）所収）358頁以下。
- 21) 拙稿「損害の算定と「事実審裁判官の専権」統制論——全部賠償の原理の具体的適用場面の検討——」（深谷格ほか編『大改正時代の民法学』（2017、成文堂）所収）526頁以下。
- 22) なお、拙稿「フランスの薬害等における非財産的損害の賠償〔その1・HIV感染被害〕（2）」大阪府大経済研究58巻2・3・4号20頁（2013）も参照。
- 23) 戒能通孝『戒能通孝著作集Ⅷ 公害』232頁以下（1977、日本評論社）〔初出：同「不法行為に於ける無形損害の損害賠償」法協50巻2号（1932）〕、片山謙二「非財産的損害賠償理論（2）」法と経済4巻6号88-89頁（1935）、鈴木貞吉『損害賠償範囲論』305頁以下、331頁以下（1957、公文社）、植林・前掲『慰藉料算定論』86頁以下、花谷薫「慰謝料の制裁的機能に対する再評価をめぐって——公害裁判を契機として——」法と政治24巻3号19頁以下（1973）。廣峰正子『民事責任における抑止と制裁』66頁（2010、日本評論社）は、フランスの当初の議論は、精神的損害賠償の根拠が民事罰ということとどまり、実損以上の賠償を認めるという主張を含むものではないと紹介する。
- 24) 講演時には、そのうち、改正草案1267条（設けられる特則が、司法・行政両裁判所での判決で適用されること等を定めたもの）、1267-1条（特則から離れて合意された条項の規制）、1269条（損害項目一覧表による損害項目の決定）、1270条（医学評価表による身体侵害の判定）、1271条（賠償額指示参照表による非財産的損害の算定）が、参考条文として挙げられた。なお、適用除外例として懲罰的損害賠償の他に、損害軽減義務（判例）を講演内容から拾うことができる。ただし、人身損害に限定されるものか否かについては言及がないため、検討を要する。

(改正論議を遡るなら、2005年のいわゆるカタラ草案²⁵⁾以来の構想である)。ただ、この改正法案は、人身損害法を完全自律的な法とするものではなく、あくまでも改正法案の民事責任に関する章の中に含める形を採っており、民事責任法から今なお分離されていないことも合わせて指摘する²⁶⁾。ここでは、独自性の具体的な現われとしての人身損害の特別規定の確立に向けた動きと、人身損害法分野の法体系上の位置(民事責任法との距離的關係)の変化が、必ずしも連動していないことが、いわば対立図式的に描かれている。講演ではこれらを根拠づける諸事実が挙げられるのに対して、自律法化の賛否についての自説は展開されていないのだが、この点フランス国内では、既に議論の対立がみられるところである(後述)。

さて、このような法の自律性をテーマにすること自体、我々の興味関心を惹くものである。では、そもそもどのような文脈からこの問題設定は生じたものであり、そのような議論が見られるのであろうか。

2、民事責任改正法案と人身損害賠償法の自律性に向けられた議論

(1) 予定されている改正法案の人身損害領域でのインパクトは、算定ツールの確立の部分に限定されない。講演の原稿に引用されていた学術論文からその点を確認し、独自性を語るとすればどのような点に見られるのかを補足しておこう。J. Knetsch教授は、この領域に見られる「優先的取扱い」を扱った論文²⁷⁾において、民事責任法案(ただし2016年段階のそれ)中の人身損害賠償の特別規定について論じている。それによれば、人身侵害もその他と同様に扱う1804年民法典と異なり、改正法案起草者は保護される利益の階層性を無視する伝統的な考えとは離れることを企図している。すなわち19世紀と異なり、人身損害賠償の専門化が進み特別法も数多く見られる現代、それらの規定と一般法たる民事責任法とは乖離が見られ、改正草案では、人身損害法の基礎を確立し、他の類型とは異なる扱いをしようとしている。具体的には、損害算定のための技術的規定(1267条~77条:司法・行政裁判所での統一的な取扱い、統一的な損害項目リスト表や医学評価表の採用のほか、社会保障給付後による給付主体の加害者への求償権の規定など)に加えて、人身損害に関する民事責任の要件の緩和(1240条:特定されたグループに属するが特定されない共同不法行為者に関する責任[全部義務]、1254条:被害者側に重大なフォートがある場合に

25) P. CATALA, Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription, Ministre de la Justice, 2006, La document française, p.183 et s. 内容については、G. VINEY, Le droit de la responsabilité dans l'avant-projet Catala, in La responsabilité civile européenne de demain, Edité par B. Winiger, 2008, Schulthess, p.153 et s.; Y. LAMBERT-FAIVRE, Les effets de la responsabilité (Les articles 1367 à 1383 nouveaux du Code civil), RDC, janv.2007, p.163 et s. 邦語文献としては、淡路剛久「不法行為法における「権利保障」と「加害行為の抑止」——フランス・カタラ草案を契機として——」(森島昭夫・塩野宏編『変動する日本社会と法』(2011、有斐閣)所収)428頁以下。

26) フランス民事責任改正草案(2017年3月)の目次を見ると、民法典第三編中に加えられる第2小章(SOUS-TITRE II)「民事責任」の中に、人身侵害から生ずる損害の賠償に関する特則(第4節第2款第1小款)が置かれている。

27) J. KNETSCH, Le traitement préférentiel du dommage corporel, JCP.2016, supplément n° 30-35, p.9-14.

限定される減額事由)、全部填補の聖域化(1281条2項:責任制限・排除条項は、人身損害については認められず)、人身損害の脱契約[法]化(1233条2項:契約の履行過程で生じた場合でも、契約外責任の法準則の適用することで一元化を図る²⁸⁾)を挙げて、「二重構造」の民事責任法だと評している(なお別の論者であるが2017年版の検討を行うものもある²⁹⁾)。この民事責任の方向性については、最近の立法や判例の変遷の一環をなすものとされるが、一定の留保も付されている(私保険や社会保障といった民事責任以外の損害填補制度があり、何の権利も持たない被害者はかなりマージナルである中で、全ての被害者にとって損害の全部填補を採求することが民事責任システムの目的たりうるかにつき疑問を呈している³⁰⁾)。

ここに見られた法案の横断的考察は、人身侵害を無過失責任とすべきとした階層論とは異なるものであるが、人身損害独自の優遇的取扱いを際立たせるものとして注目に値する(なお、2008年の改正で、既に規定が民法典に設けられている特別の消滅時効の期間(同2226条)³¹⁾についてはここでは採り上げられていない)。人身損害賠償の自律法という表現こそみられないが、改正草案の中身から浮かび上がる独自性を明確な形で示しているものである(法の「二重構造」と評している点に現れている)。そして、正面から論じられているわけではないが、この認識と共に、全部填補という一般原理適用への懐疑を示唆している。

(2) これに対して、人身損害法の自律性の承認を批判的に検討し、異議を唱えているのが、St.Porchy-Simon 教授(下記『人身損害法』の現在の共著者)³²⁾である。

すなわち、人身損害法の存在は、いかなる要因に応じて自律法として語ることができだろうかという問いを立て、まず新たなディシプリンは、特殊な検討対象の出現と、そこを支配する準則の特殊化(一般法からの乖離)の2要因からなるとして、その要因を測ろうとする。対象の特殊性は、90年以降の発展、すなわち技術面(上述の各種算定ツールの確定)と、理論面(害された権利の代償である損害賠償請求権を、「基本権」に関連付けた近時の学説³³⁾の援用)から肯定する

28) 平野裕之「身体損害についての損害賠償責任の一元化——フランス民事責任改革準備草案——」法學研究90巻5号1-37頁(2017)参照。

29) L. CLERC-RENAUD et CH. QUEZEL-AMBRUNAZ, Les effets de la responsabilité, unité ou diversité des règles et formes de réparation?, in La réforme du droit de la responsabilité en France et en Belgique, regards croisés et aspects de droit comparé, séminaire du 7 et 8 décembre 2018, à paraître 2019, Bruylant. 本稿で参照したのは、<https://halshs.archives-ouvertes.fr/halshs-02008912>掲載分である(p.6-11)。

30) 著者の考えについては、J. KNETSCH, Le droit de la responsabilité et les fonds d'indemnisation, 2013, LGDJも参照。

31) 金山直樹、香川崇「フランスの新時効法——混沌からの脱却の試み」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提案』別冊NBL122号166-167頁(2008)参照。

32) St. PORCHY-SIMON, Réflexions sur l'autonomie du droit du dommage corporel, in Des spécificités de l'indemnisation du dommage corporel, sous la coordination de CH. QUEZEL-AMBRUNAZ, de PH. BRUN et L. CLERC-RENAUD, 2017, Bruylant, p.9-20.

33) B. GIRARD, Responsabilité civile extracontractuelle et droits fondamentaux, 2015, LGDJが引かれているが、本稿では、検討対象外である。

(しかも、技術面での特殊性の補強証拠として、上記改正法案前において既に他の法に取り込まれているものがあることに論及している)。この点では、積極的な目的意識による人身損害法の把握が試みられた90年代の学説(後述)の場合と異なり、客観的に人身損害法を語る事ができると言う³⁴⁾。

しかし、人身損害賠償で確立している特別規定の確認と、同法の自律性の主張は別問題であり、自律性の承認に必要とされるのは一般法準則の適用除外であるとし、その点を検討した結果、自律法の確立に否定的な立場を採る。すなわち、対象の特殊性の証左である損害項目一覧表は、全部填補原理という一般法準則と断絶するどころか、逆にその尊重のよりよい保障を狙ったものであって、一般法準則から乖離しておらず、さらに第三支那人が加害者に賠償した後の求償の場面でのルールも、民法の一般法と変わりがない。つまり一般的な準則から離れていない(またここでは、講演にあったように、改正法案では民事責任の規定の中に位置づけられ続けていることにも言及される)。

さらには自律法化の適時性について、民事責任一般原則の適用の再考を求める学説(特に非財産的損害が客観的に把握できないことから、客観的評価基準を重視した算定や、包括評価への回帰を肯定するといった主張)を前に、全部填補原理はむしろ放棄すべきものではなく、維持されなければならないという。かくして、人身損害法の自律法化には、批判的立場に立っている。ここでは、独自の法領域を強調するあまりに、基本原則にまで独自のルールが設定され、被害者が不利に扱われることへの危惧・警戒心が見られる(全部填補の原理こそ被害者の権利の庇護者だという)³⁵⁾。

3、著書『人身損害法³⁶⁾』の構想

以上のとおり、民事責任法の改正草案の人身損害賠償関連条項の検討を通じてその特性を把握する学説間で、民法(不法行為法)体系からの自律法化の是非については見解の一致をみなかった。

ところで、人身損害法の体系化ともいえる作業は、今日に始まったものではない。遡ると、このジャンルの金字塔と言える人身損害法(この名称は、人身損害賠償法の意味で用いられることもあるが、ここでは賠償・補償両方の救済を含む全体を差す)の著書が公にされたのは1990年のことである。著者のY. Lambert-Faivre教授は、それ以前より人身損害賠償の方法論の構築を主張してきた代表的論者である(従来裁判実務において、損害項目の立て方や算定の仕方を含む

34) St. PORCHY-SIMON, op.cit. (Brève histoire ...), p.14.

35) もっとも、システムの経済的な均衡を持続できない場合については、厳格な立証の下で、全部填補の原理の緩和という例外措置があり得ることは、積極的にではないが認めている(p.20)。

36) 人身損害法(droit du dommage corporel)は、dommageとpréjudiceを区分する最近のフランス法の研究状況を踏まえた形で直訳すると、「人身侵害(被害)法」とすべきであるが、人身損害賠償[補償]領域では、侵害そのものの填補よりも、侵害から生じた損害の填補を対象とすることから、本文のような訳出を採用することにした。なお、拙稿「フランス不法行為法における一般損害概念論の展開」(中原太郎編『現代独仏民事責任法の諸相』(商事法務、近刊)所収)参照。

算定方法が統一されていないことを問題視しての批判を80年代に評釈などで繰り返し、90年代には方法論と題する論説も公にしている³⁷⁾。これまでの実務解説書的な著作と異なり、この著書は、「人身損害賠償の統合的・合理的・現代的な法システムの構築への寄与」を希求して書かれたもの³⁸⁾(講演に見られた言葉を借りるならば、方法論の確立を目指し、この領域の「より学問的な準則の生成のために、実定法に影響を及ぼす」ことを狙った意欲的なもの、また講演で引用された論文によれば、人身損害の被害者の状況改善の目的という積極的な問題意識を有するもの³⁹⁾)である。

より具体的に言えば、人身損害の算定が用いる医学評価(事実問題)と金銭の評価(法律問題)という専門家を異にする2つの学問が関連付けられることなく展開されてきたことに対して、その知識は相互に参照されるべきであるとして、その知識内容を詳解し(後掲の本書第2パート)、また被害者の置かれた多様な状況における諸権利(各制度で認められるもの)の分析を行うこと(後掲の本書第3パート)を企図して、それらを通じて人身損害法の不統一部分や欠落点を見出し⁴⁰⁾、上記の著者の狙いである上記寄与を実現しようとしている(なお書評⁴¹⁾も参照)。

具体的な記述スタイルは、以下において最新版で確認するとして、ここでは、公刊当時の状況を念頭に置いた本書の評価を先に見ておこう。同書の登場が人身損害の法の確立に貢献するところが大であるとしても、90年代初頭という時代を考えると、人身損害の法の自律性は語るには時期尚早であったとされる。なぜなら、この領域を支配する準則が、十分に発達した段階に達しなかったからである⁴²⁾(例えば、算定に関するいかなる特別準則もまだ存在せず、多くが事実審裁判官の専権に委ねられていた⁴³⁾)。また、この著者は人身損害賠償法の自律性まで主張するものではなかった⁴⁴⁾。ただ再度確認しておかねばならないことは、同書の構想は、同一の被害類型に対して不統一な対応が見られる領域において、方法論を構築して独自の法システムの構築を企図するという強い問題意識に導かれたものである。この問題意識ゆえに、一般法と種々の特別法の中に埋没する素材を浮かび上がらせ、析出しなおす要因となっていると言えよう。このような作業は、

37) Y. LAMBERT-FAIVRE, *Méthodologie d'évaluation du dommage corporel*, Gaz. Pal., 3 juillet 1991, p.16 et s. ; *Méthodologie de l'indemnisation du dommage corporel en droit commun. Aspects juridiques*, RFDC, 1992, 18-1, p.5 et s.

38) Y. LAMBERT-FAIVRE, *Le droit du dommage corporel, Systèmes d'indemnisation*, 1990, Dalloz, préface, p.V.

39) St. PORCHY-SIMON, *op.cit.* (brève histoire ...), p.11.

40) 初版では、これらを2つの目的と把握していたが、後の版では、法律家・医師共に参照すべき実定法の理論的・実践的な説明、被害者の状況毎の諸権利の分析に加えて、諸法の不統一の批判的検討を第3の目的としている。

41) A. TUNC, *Bibliothèque*, Y. Lambert-Faivre, *Le droit du dommage corporel. Systèmes d'indemnisation*, RIDC., 1990, p.1049-1050.

42) St. PORCHY-SIMON, *op.cit.* (Réflexions sur l'autonomie ...), p.12.

43) St. PORCHY-SIMON, *op.cit.* (Brève histoire ...), p.12. 70年代の立法により、求償対象となる損害項目とそうではない非財産的損害項目の区別が要請され、包括的評価の裁判慣行は否定されたものの、それ以外の点については、裁判官の算定についての枠付けが行われていなかった。

44) St. PORCHY-SIMON, *op.cit.* (Brève histoire ...), p.12.

本書が版を重ねていることから看取されるように、現在も継続中である。実際に、90年代にも版を重ねた後、著者が代表者となった人身損害賠償実務改革に関する司法省レポート（2003年）の提案内容（損害の分類の確立や、医学評価表・賠償額参照表の提案といったこの分野に必要とされるツールの確立）は、後継の別の司法省レポートでの踏襲を介して、現在のフランス人身損害賠償実務の基礎となり⁴⁵⁾、無論この著書に反映されている（そして、その提案は改正民事責任法案の中に登場している⁴⁶⁾）。

さて、この著書の体系を最新版（2016）で確認すると⁴⁷⁾、同書は、初版以来、3つのパートから成る（略述すれば、1. 導入部、2. 人身侵害から生ずる各種損害の詳論部分、3. 多様な賠償・補償システムの各詳論部分）。

現在の版におけるこの「導入部」では、人身損害法と人間 *personne humaine* と題されており、人身の保護に関する基礎的理論及び人身侵害の賠償・補償法の展開と共に、その法準則（原理）を、必要な方法論として扱っている。より具体的には以下のとおりである。

人間の完全性の尊重は、時・場所を問わず認められる普遍的な価値のあるものだが、現代社会における科学技術の制御不能のため、脅威に晒されており、従って、他者から侵害を受ける人間を保護するのに適切な準則の確立が求められてきたとして、人身損害「法」の漸次的な出現（第1節）及び、独自の方法の確立（第2節）について、分けて記述している。

すなわち、人身損害「法」の出現につき、①人間の尊厳に関する思想的展開、1994年制定の生命倫理法による民法典改正⁴⁸⁾によりその尊重を命じる規定の導入、国際法レベルでの取り組みに

45) なお、この点に加えて、下記の民事責任改正法案に至るまでの各種立法等の影響については、St. PORCHY-SIMON, *op.cit.* (Brève histoire ...), p.12-13を参照。

46) *ex. St. PORCHY-SIMON, op.cit.* (Les règles particulières ...), p.54.

47) 補論しておくとして、この著書は、共著者の協力を得て、現在でも版を重ね続けている。本文に掲げたの3つのパート（1. 導入部、2. 人身侵害から生ずる損害の法的地位、3. 人身損害に関する多様な賠償・補償システム）は維持されながらも、その内容は、随時更新されてきた。例えば、その時々の新法の解説（当初は比較的詳細な記述が以後の版では簡略化されると同時に、その都度別の新法の解説が組み入れられるというサイクルを繰り返している）や、新たな裁判例の紹介はもちろんのこと、著書内部での位置づけの変更——各論部分と総論部分の組み換え（例えば、初版では、賠償原理や賠償方法が、直接被害者の損害賠償の解説に埋没するような構成になっていたが、途中の版から外出しされることになり、特に賠償原理は、総論にあたる「導入部」の一角を占めるようになった）——などを經由して、現在の形に至っている。

48) 人の尊厳（人体含む）の尊重を謳う規定を民法典に挿入したものである（16条）。ミシェル・ゴベール（滝沢聿代訳）「生命倫理とフランスの新立法」成城法学47号113頁以下（1994）、櫛島次郎・大村美由紀「フランス「生命倫理法」の全体像」外国の立法33巻2号1頁以下（1994）、北村一郎「フランスにおける生命倫理立法の概要」ジュリスト1090号121頁以下（1996）、ノエル・ルノワール、北村一郎、大村敦志「フランス生命倫理立法の背景」ジュリスト1092号74頁以下（1996）、建石真公子「フランスにおける生命倫理法と憲法」宗教法15号55頁以下（1996）、フランス読書会（中村義孝編）「フランスにおける生命倫理立法と憲法院——1994年7月27日憲法院判決を素材として」立命館法学248号810頁以下（1996）、ジャック・ラバナス（山野目章夫ほか訳）「人体の尊重——フランスにおける1994年の立法」比較法雑誌31巻3号139頁以下（1997）。なお、1994年法及びその後については、滝澤正「フランス民法典の改正と生命倫理」生命と倫理3号7頁以下（2016）参照。

ついて、次に②今日までの人身損害賠償（古代法から近代の民刑分離を經由した近代法の確立、そして無過失賠償責任法の展開等）及び、人損に関する保険・補償基金の発展について略述している（以上が第1節）。この①の中において、規範のヒエラルヒーの中にあつて人身損害の法の高揚という考えが緩やかに強くなってきたことを指摘している⁴⁹⁾。続く第2節においては、①この領域の不完全な準則に対して、算定の方法論が必要だとし⁵⁰⁾、②人身損害の統一法が、まだ陽の目を見ていない現状（多様な制度の存在）について、よりよい改善を試みるため、分裂した制度をできる限り網羅的に研究することによって、不統一や欠陥を際立たせることが可能となるという展望を開く。かくして、本論において、填補されるべき損害の把握や評価方法、賠償方式の詳説（損害論－第2パート）、及び現在の各制度の状況の解説（各制度論－第3パート）が展開されるのである⁵¹⁾。なお、この2つのパートは、一方の損害論には単一性、他方の各制度論にはモザイク模様、多様性といったキーワードによって、コントラストに描かれている。もっとも、初版にはこの人身損害法の出現の記述の大半及びこのタイトルはまだ存在していないものである。

4、分析

人身損害法の自律・独立化は、例えばその名を冠した法律が登場したわけではなく、各種領域で（算定〔損害の把握・評価、過失相殺等〕、時効、求償など）少しずつその特殊性が現われてきており、いわば「構築中」⁵²⁾のものであるが、民事責任改正法案の実現によっては、さらに前進することが見込まれている。

この改正草案の持つ意味は、法益の重大性の考慮（人身損害の優遇的扱い）を認めて、1804年フランス民法には存在しなかった一連の特別規定を盛り込むことにある（法案の目次にも独立の項目として現われることになる）。ただし、人身損害賠償分野を一般法たる民法の民事責任法の中に規定することで、その体系の中に留め続けている。少なくとも、誕生時のフランス民法典の構想からは大きく踏み出そうとしているが、それが自律法としての地位の獲得にまで及ぶものであるか否かにつき評価は定まっていない。すなわち、人身損害法として、他の被害類型と比較した特別準則の存在を確認する（いわば独自性を語る）点では共通するとしても、そこから一般的な

49) 初版では、導入部の冒頭にある記述では、人間の肉体的完全性が最も尊重されるべき財の1つであるとただ宣言されるのみにすぎなかったが、以後の版では、生命倫理法（1994年）に基づく民法典への新条文挿入や、国際法レベルでの人権法が援用されるようになっている。

50) 賠償対象の確定のために、人身侵害と、そこから生ずる損害との区別を主張した後、損害の賠償・補償に関する法原理として、損害の全部填補の原理を詳論している。さらにはこれら原則の実現を阻むこれまでの人身損害賠償実務の方法上の不統一を確認する中で、統一的な損害項目リスト表の採用を巡る提言とそれに関連する立法上の動向、各種損害填補制度の不統一さ、さらにはヨーロッパ法レベルでの動向を一瞥している。

51) 具体的には、第2パート（本論第1部）では、人身損害の算定論（人身侵害の医学鑑定評価、各種被害者の損害項目の種類、賠償・補償の方式〔一括か定期か〕）を、第3パート（本論第2部）では、人身侵害を賠償・補償するものとして、各種制度内容を、①民事責任法以外のもの（社会保障法、保険法）、②一般法たる民事責任法、③特別法——交通事故、医療事故、科学技術リスク（アスベスト、運送事故）、暴力（犯罪、テロ）——の順に分けて扱っている（要件や賠償・補償内容が異なる）。

52) St. PORCHY-SIMON, op.cit. (Brève histoire ...), p.14.

法原理の修正にまで議論を及ぼすことにはコンセンサスが得られていない。一方は、特殊な扱いが民事責任法内で見られるだけでなく、民法の外でこの領域に関する立法（社会保障法等）が展開されていることも考慮に入れながら、その全体を捉え直しの際に民法の一般原理も再検討の対象としようとする立場であり、他方は、このような再検討の動きに含まれる被害者にとって不利な取り扱いの可能性に対して、民法の一般原理の適用の遵守にその歯止めの役割を果たさせようとするものである。この議論では、当該領域に見られる特別な準則の把握を出発点にはしているが、法規の横断的認識にとどまらない作業が展開され、対立する議論を呼んでいる。それによって自律法化に対する評価が異なり得るのである（民事責任法の体系にとどまるべきかどうかの評価もこの点に関わる）。

これに対して、90年代から見られた構想においては、民事責任法体系からの離脱は問題意識に挙がっていない。これは、民事責任法のみならず各種人身侵害の被害者の救済に関する立法を見渡して、全体の統一的な方法論の確立を目指し、それに包摂される法領域の問題点を浮き彫りにしようとするものであり、そこでの方法は民事責任改正法案にも登場するとは言え、問題設定を異にするものである。ここでも特別準則の単純な確認を超えた作業が行なわれているが、それ以上に求められているのは、損害に関する方法論を鍛えることと、当該領域での課題の析出である。したがって、接点はあるとはいえ、民事責任法の改正の立ち位置如何に関わりなく、それは今後も継続して進められるべき作業の1つである。

第4 終わりに

今回の講演は、上述のフランスの法状況及びこれらの先行研究を踏まえてなされたものであり、これらを敷衍しつつより丁寧にかつ民事責任法の最新の改正法案にも検討を及ぼしながら、我々にフランスの状況を紹介するものである。フランス法学の提示するそのテーマ性自体に、我々の関心も惹かれるのではないだろうか。人身損害賠償法という領域を民事責任法と関係で問い直す作業を、その必要性の有無及び一種の功罪と共に、フランス法学の議論が我々に示している。わが国でも、専門的な領域として人身損害賠償法は認知されてきたと言えるだろうし、これまでの人身損害賠償算定論における、人損の独自性を抉出するという姿勢を貫いた重要先行研究（吉村良一『人身損害賠償の研究』1990年）を得ている。そうでなくとも、種々の法律において特別な取り扱いの対象となっていることは散見され得る（私法の一例として、改正民法167条及び同724条の2、同509条、商法591条、破産法253条1項3号ほかを挙げることができる）。それを出発点にして、真の特別法の構想の是非を議論するには至っておらず、その必要もないという見解があり得るが、その立場でも特別の取り扱いを全く不要とするものではないであろう。だとすれば承認される独自性に対して理論的な意義を問うこと自体は無意味な作業ではなからう。

既存の法体系の中から、ある分野を別個独立に取り出して把握するとき、既存の一般準則からの乖離に着目することは十分理由がある。そこでは、従来の枠組みでは一適用事例にすぎなかったものの類型に、特に光が当てられることになる。その際に見られる原則論からの乖離の方向性

には、優遇も冷遇もあり得る。ただ、それらは全く自明のことではなく、種々の論点毎にその妥当性の検討を要する。それを抜きにして、独自性獲得の勢いに乗じるのみで選択肢の妥当性が根拠づけられることはないし、ある体系内に規定が留まり続けているという事実のみから、必然的に妥当な結論が導かれるわけでもない（体系にとどまり続けるべき理由の提示こそ重要となる）。人の生命・身体の尊重の観念が他の利益よりも保護の度合いが高いこと（すなわち一定の独自性）は肯定されるにせよ、その命題から導く具体的帰結の洗練化（要件論にも効果論にも及ぶ作業）が求められる。法の自律法化が確立されることがあるとすれば、おそらくそのような作業の先においてであろう。なお、本稿で扱ったフランスの改正法案とそれに関する議論は、各種人格権（名誉、肖像、私生活の尊重等）の是認といわば両輪⁵³⁾、人を単に財産の主体としか考えなかった⁵⁴⁾19世紀民法のイメージが、立法や判例の協働を通じて変容してきたことを、民法典内部で象徴するものである。日本では現在、「人の法」の構想が問われ出しているところであり⁵⁵⁾、このような議論と通じる所が十分にあるだろうが、民法典によりつつの法の発展が、民法典を越えるところまで到達点を設定するか否かが本稿の分析対象の中では問われている点にも注意しておきたい。

53) 人身侵害における非財産的損害も、私生活の各種具体的活動領域ごとに影響を観察するという視点で捉えられている（拙稿「交通事故慰謝料（特に後遺障害慰謝料）算定と、非財産的損害の原因の構造について」362頁）。

54) 前掲・脚注6参照。

55) 特に、大村敦志『民法改正を考える』174頁以下、なお168頁以下（2011、岩波書店）、同『フランス法——日本における研究状況——』69、203、217頁（2010、信山社）、同「「人の法」から見た不法行為法の展開」（大塚直、大村敦志、野澤正充『社会の発展と権利の創造』（2012、有斐閣）所収）321頁以下、吉田克己「「人の法」の構築——フランス民法学からの示唆」（水林彪、吉田克己編『市民社会と市民法』（2018、日本評論社）所収）177頁以下。なお人身侵害における非財産的損害と法主体像との関係については、実践レベルの問題意識の下ではあるが、筆者も一言したことがある。拙稿・前掲「フランス人身損害賠償とDintilhacレポート」151-152頁。

